

事例番号:340053

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第三部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 40 週 1 日

14:20 予定日超過のため分娩誘発目的にて搬送元分娩機関入院

4) 分娩経過

妊娠 40 週 1 日

時刻不明 トロイソル挿入

妊娠 40 週 2 日

9:12 胎位異常(手先進)のため当該分娩機関に母体搬送され入院

10:57 胎位異常のため帝王切開にて児娩出

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:40 週 2 日

(2) 出生時体重:3700g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.31、BE -0.4mmol/L

(4) Apgar スコア:生後 1 分 8 点、生後 5 分 9 点

(5) 新生児蘇生:実施なし

(6) 診断等:

生後 1 日

4:40-4:45 頃 母子同室中、顔色不良なし、母と児の距離は 5cm 程度

5:00 全身蒼白、筋緊張・刺激への反応・呼吸なし、心拍聴取できず

5:05 蘇生開始

時刻不明 静脈血ガス分析で pH 6.46、BE -32.3mmol/L

5:28 NICU 入室

低酸素性虚血性脳症と診断

(7) 頭部画像所見:

生後 8 日 頭部 MRI で大脳基底核・視床の信号異常を認め、低酸素性虚血性脳症の所見

6) 診療体制等に関する情報

〈搬送元分娩機関〉

(1) 施設区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 2 名

看護スタッフ:助産師 1 名

〈当該分娩機関〉

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 4 名、小児科医 2 名、麻酔科医 2 名

看護スタッフ:助産師 2 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、新生児の呼吸停止により低酸素状態となったこと
によって低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考える。

(2) 新生児の呼吸停止の原因を解明することは困難であり、特発性 ALTE(乳幼児突発性危急事態)に該当する病態と考える。

(3) 新生児の呼吸停止は、生後 17 時間 43 分から生後 18 時間 3 分までの間に起こったと考える。

3. 臨床経過に関する医学的評価(2020年4月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 搬送元分娩機関において、妊娠40週1日に予定日超過のため分娩誘発目的にて入院管理としたこと、分娩誘発の説明・同意の取得方法(文書を用いて説明し同意を得た)、および分娩誘発の方法としてトロイソテル(器械的子宮頸管拡張器)を挿入したことは、いずれも一般的である。
- (2) 妊娠40週1日に子宮頸管にトロイソテルを挿入し蒸留水(「原因分析に係る質問事項および回答書」による)100mLで固定した後に、分娩監視装置を連続的に装着せずに経過観察を行ったことは一般的ではない。
- (3) 妊娠40週2日7時40分の内診で、子宮口から手を触知したため、胎位異常と判断し、母体搬送を行ったことは選択肢のひとつである。
- (4) 当該分娩機関において、胎位異常で母体搬送されてきた後の対応(内診、超音波断層法、術前検査を施行し、分娩監視装置を装着したこと)は一般的である。
- (5) 胎位異常(胎児の手が先進)のため、緊急帝王切開術を施行したことは一般的である。
- (6) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (7) 胎盤病理組織学検査を施行したことは適確である。

3) 新生児経過

- (1) 出生直後の対応は一般的である。
- (2) 急変後の対応(バッグ・マスクによる人工呼吸、胸骨圧迫、気管挿管)は概ね一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

トロイソテルを使用する際の分娩監視方法は、「産婦人科診療ガイドライン-産科編

2020」に則って行うことが望まれる。

(2) 当該分娩機関

なし。

2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

分娩監視装置等の医療機器については時刻合わせを定期的に行うことが望まれる。

【解説】 本事例では、実時刻と胎児心拍数陣痛図の印字時刻にずれがあった。徐脈の出現時刻等を確認するため、分娩監視装置等の医療機器の時刻合わせは重要である。

(2) 当該分娩機関

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

ア. ALTE(乳幼児突発性危急事態)の実態調査、病態解明、防止策を策定することが望まれる。

イ. ALTE に対する注意喚起や知識の普及、周知を行うことが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。